第 19 回　2024 年 7 月

経済産業省公認 全石協news

◎第 12 回通常総会開催。コロナ禍を経て、大阪での開催は 5 年ぶり

6 月 26 日、大阪市淀川区にある新大阪ワシントンホテルプラザで第 12 回通常総会を開催しました。コロナ禍を経て、大阪での開催は 5 年ぶりとなりました。

昨年度は霊園ポータルサイト『みんなのお墓』の充実とコンテンツ強化（外部委託）、お墓に関する一般向けアンケート調査（4 回。インターネット調査）、安心保証書・安心保証シールの発行、『お墓を建てて当てよう！』プレゼントキャンペーンの実施、機関誌『全石協ｎｅｗｓ』の発行（6 回）などを行ないました。

今年度は昨年度事業の充実を図り、特に霊園ポータルサイト『みんなのお墓』には力を入れ、新たに霊園購入者のレビュー（クチコミ）と、組合スタッフによるおすすめコメントを掲載していきます。また、情報提供事業として、一般向けのお墓に関する冊子を発行する予定です。

今年度の『お墓を建てて当てよう！』プレゼントキャンペーンは 6 月 1 日にスタートしており、応募締切は来年 5 月 31 日㈯となっています。

総会後は、㈳全国石材施工協会の井比宏育代表理事が「10 年後！墓石職人がいなくなる!!」と題して講演し、㈳日本石材産業協会災害対策委員会の川本恭央氏から「能登半島地震における墓地復旧支援活動」に関する説明がありました。

また、第 10 回『お墓を建てて当てよう！』プレゼントキャンペーンの抽選会も実施しました。第 10 回は組合設立 10 周年を記念し、当選者数を合計 100 名に拡大しました（10 万円分ギフトカード＝ 1 名、3 万円分ギフトカード＝ 3 名、2,000 円分クオカード＝ 96 名。通常はクオカード 50 名）。

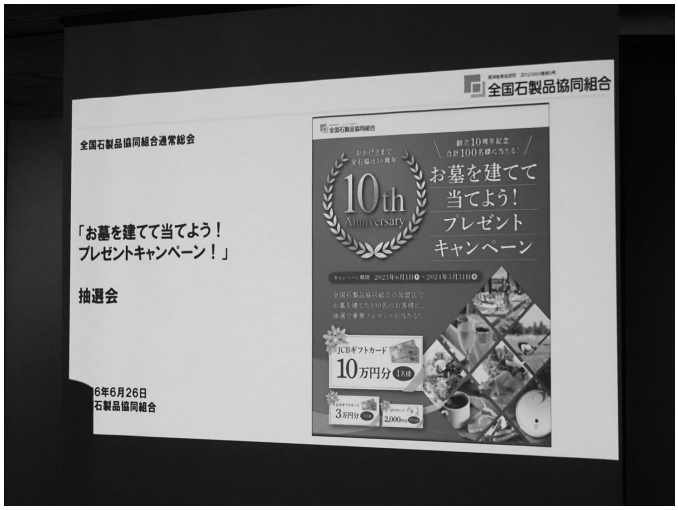

◎10 年後！　墓石職人がいなくなる!!

㈳全国石材施工協会　代表理事　井比宏育

10 年後！　墓石職人がいなくなる。「そんなことはないだろう」と思われる方もいるとは思います。しかし個人的には、「このままでは必ずいなくなってしまう」と危機感を抱いています。墓石業界は建設業でありながら、他の業界に比べて 30 年遅れてしまった業界だと思います。私は「墓石業界が建設業として進んでいかないと取り残されてしまう」と考えます。

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第３条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

軽微な建設工事とは、建築一式工事以外の工事で、工事１件の請負代金の額が 500 万円未満の工事です。ですから 500 万円以上の墓石を販売する場合には、建設業を取得しなければなりません。

ではこの 500 万円に、材料費は含まれるのでしょうか？「注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金とする」とされています。つまり、「材料が注文者から提供される場合、請負契約の金額と別になっていても、それは請負代金の額に含まれる」ということなのです。

結論としては、材料費が請負契約に含まれていなくても、材料費を含めた金額が 500 万円以上の場合、建設業の許可を取得しなければなりません。どういうことかというと、注文者は 550 万円のお墓を小売店から購入します。小売店となる元請業者の建設業許可の取得は当然のことですが、元請業者が一切工事をせず、すべての工事を下請業者がする場合、「下請業者が建設業取得業者に当てはまる」ということです。

庵治石などの国産材であれば、すぐに 500 万円を超えてしまいます。大手の石材小売店の下請業者でさえ、建設業許可の取得業者は少なく、実際には法令違反で墓石を販売、または工事をしているのが現状です。仮に建設業許可を取得する必要がある規模の業務を無許可で請け負った場合、3 年以下の懲役、300 万以下の罰金、3 日以上の営業停止といった罰則を受ける可能性があります。

『月刊石材』2024 年 2 月号の「墓石関連小売業者売上高ランキング」には、79 社の石材店が記載されています。私が調べたところでは、79 社のうち 27 社が建設業許可を取得していません。このような状況ですから、業界全体で考えれば半数以上が取得していないものと思われます。もちろん、一工事につき 500 万円以上の工事でなければ、違法ではありません。あくまでも建設業という観点からです。

国土交通省の資料では、適正な働き方の実現のために元請企業が取るべき行動として、作業員名簿の社会保険の欄が国民健康保険や国民年金となっている技能者がいる場合、「社員や短時間労働者の場合は、適切な社会保険を確認し、下請企業に対して社会保険の加入指導を行いましょう」、「一人親方の場合は、当該下請企業に対し再下請負通知書・請負契約書の提出を依

Point 1 依頼に対する諾否 仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	A	自分に断る自由がある
	B	自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督 日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	A	毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
	B	毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性 仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	A	基本的には自分で決められる
	B	会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性 あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	A	代役を立てることも認められている
	B	代役を立てることは認められていない
Point 5 報酬の労務対償性 あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	A	工事の出来高見合い
	B	日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担 仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	A	自分で用意している
	B	会社が用意している
Point 7 報酬の額 同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか？	A	正規従業員よりも高額である
	B	正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性 他社の業務に従事することは可能ですか？	A	自由に他社の業務に従事できる
	B	実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

頼し契約内容が適切か確認しましょう」とあります。また、一人親方で「年齢が 10 代の技能者」「経験年数が 3 年未満の技能者」「働き方チェックリストの B（左）に多く当てはまる技能者」に該当する場合は、雇用契約の締結を促す必要があります。

一人親方と社員の違いは、「仕事の進め方」「報酬の受け取り方」「働く時間・休日」「資機材」「工事の完成責任」「労災保険」「社会保険」の内容です。一人親方が社員と同じような働き方をしている場合、建設企業は一人親方と雇用契約を締結し、社会保険の加入手続きを取る必要があります。契約が雇用契約か請負契約であるかに関わらず、働き方の実態を確認して、適切な契約を結ぶことが重要です。自社の社員も当然ですが、下請業者の一人ひとり、また下請業者の協力店（二次下請）（三次下請）までを把握、確認しなければなりません。

法人はもちろんのこと、個人事業主であっても常用の労働者が 5 人以上であれば、社会保険に加入しなければなりません。墓石業界は個人事業主が多く、下請業者においては特に多いと感じます。行政からの指導もあり、ここ数年でかなりよくなってきたと思いますが、働いている職人さんが本来、社員扱いなのに個人事業主扱いになって働いているのが墓石業界だと感じています（第 12 回通常総会後の講演会より。次号に続く）。

◎ 第 11 回『お墓を建てて当てよう！』キャンペーンスタート！

応募資格：皆様のお店で建墓されたお客様で、工事完成引き渡しの際に全石協発行の保証書をお渡しした方です。

応募方法：【専用応募はがき】（キャンペーンパンフレットの裏面≪専用応募はがき≫に必要事項を記入）、もしくは【ホームページ応募フォーム】（下記の URL) です。

※いずれも石材店名、保証書番号の記載がない場合は、抽選対象にならないのでご注意ください。

応募期限：2025 年 5 月 31 日㈯到着分まで。

当選発表：賞品の発送をもって代えさせて頂きます。

※いずれも石材店名、保証書番号の記載がない場合は、抽選対象にならないのでご注意ください。

https://zenseki.or.jp/campaign/present_campaign240601.shtml

◎フューネラルビジネスフェア 2024
模擬樹木葬ほか、天然石の位牌や納骨型おりんなど

第 27 回葬祭サービス・ライフエンディングサポートシステムの総合展示会＆シンポジウム「フューネラルビジネスフェア 2024」が 5 月 29 日・30 日の 2 日間、神奈川県横浜市西区のパシフィコ横浜で開催された。主催は綜合ユニコム㈱と月刊フューネラルビジネス。主に葬祭業とその関連業者を対象にした商談会で、6 つの業界団体（石材関係は全国石製品㈿）が後援。今回は「パラダイムシフト『葬儀新時代』への第一歩」をテーマに掲げ、過去最大となる 146 社が出展。2 日間の合計で、前回よりやや多い 12,000 人余りが来場した。

今回の見どころの一つとして、特別テーマゾーンに「模擬樹木葬」が登場。シンボルツリーの周囲を洋型石碑で囲うタイプで、㈱樹木葬研究会が監修したものであるが、その提案先は葬儀社で、葬儀後に発生する「キラーコンテンツ（売上げアップが見込める人気商品）」として紹介されていた。それ以外に墓石の出展はなかった。

新たな提案としては、カラフルな天然石（パワーストーン）製の位牌のほか、納骨機能付きのおりん、日本初のイタリア製骨壷、全国提携寺院による納骨堂の転葬サービス、終活相談ショップ（FC 加盟店）、葬儀などで AI 版の故人を再現する AI 復活式などが目を引いた。

シンポジウム（有料、予約制）及び各企業によるプレゼン等も盛況で、供養関連では「終活セミナー」「チラシづくり」「外注業務の内製化」など、集客や経営指南、業務の効率化を提案するものが多かった。

なお次回は、来年 2025 年 6 月 4 日㈬・5 日㈭の 2 日間、同じパシフィコ横浜で開催することが決まっている。

※『月刊石材』2024 年 6 月号（6 月 15 日発行）より抜粋して転載

◎令和６年能登半島地震・墓地復旧支援活動をスタート
地元石材組合と業界団体が協力して実施

令和 6 年能登半島地震で被災した墓地の復旧支援活動が、6 月 27 日～ 29 日までの 3 日間実施された。真宗大谷派能登教務所の支援要請を受けて実施されたもので、石川県七尾市内にある 11 ヵ寺、約 350 墓所を復旧した。

支援活動に参加したのは石川県石材組合連合会、能登石材組合、㈳全国優良石材店の会、㈳日本石材産業協会、全国石製品㈿、㈳全国石材施工協会、日本青年会議所石材部会の呼びかけで集まった 21 社（37 名）。福島、茨城、埼玉、神奈川、長野、新潟、静岡、愛知、三重、奈良、岡山と、全国各地から集合した（石川県の石材店も参加）。

支援内容は寺院境内の安全な通路の確保、危険な状態である石の移動、お墓が倒壊してむきだしになっているご遺骨の保護など。接着剤等を使用した石造物の修復は行なわない。支援活動における食費（1 人 1 日＝ 3,000 円）、宿泊費（1 人 1 泊＝ 8,000 円。作業日のみ）、重機持込代（1 台＝ 5,000 円）は支給される。

この支援活動は 7 月 22 日～ 25 日（終了）に続いて、9 月 24 日㈫～ 26 日㈭も実施予定。

※『月刊石材』2024 年 7 月号（7 月 15 日発行）より抜粋して転載

◎散骨」についてのアンケート調査

【調査対象】全国　20 歳代以上、男女
【調査期間】2024 年 4 月 1 日～ 2024 年 4 月 30 日　【調査方法】インターネット調査
【有効サンプル数】 500 名

▷８割以上の方が「散骨」を認知している。20 代 30 代の認知度は 6 割、50 代以上は 8 割だった。
▷ご家族が散骨を希望する場合、お骨の一部を散骨する方は、40.2%と一番多かった。
▷ご自身で散骨を希望する人は 27.8%が希望しない人は 33.6%となり、希望しない人が多い結果となった。

Q、「散骨」という葬送の方法を知っていますか？

（※「散骨」：故人の遺体を火葬し、焼骨を粉末状にした後、海、空、山中等でそのまま撒く葬送方法）

「なんとなく知っている 65.0%」「よく知っている 16.4%」を合わせた“散骨”の認知度は、81.4%と全国では 8 割以上の方が認知している。男女比では、女性の方が 3.0 ポイント高い。年代別では、20 代 30 代では 6 割、50 代以上の方では 8 割以上が認知をしていることがわかった。

散骨の認知度（単位：%）

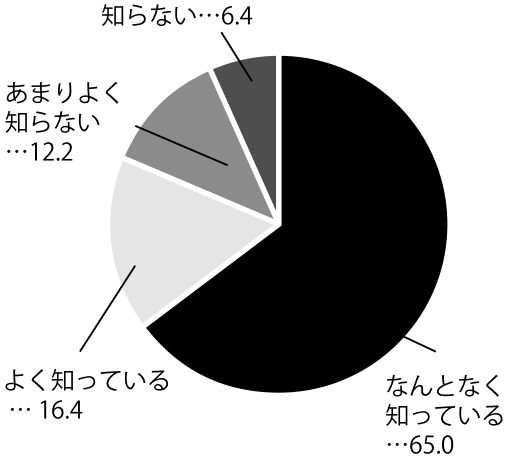

（単位：人、%）

	①あまりよく知らない		②知らない		③なんとなく知っている		④よく知っている		計		認知度 ③＋④
20 代	5	23.8	3	14.3	8	38.1	5	23.8	21	100.0	61.9%
30 代	10	18.9	8	15.1	32	60.4	3	5.7	53	100.0	66.0%
40 代	8	9.6	15	18.1	49	59.0	11	13.3	83	100.0	72.3%
50 代	14	10.2	3	2.2	99	72.3	21	15.3	137	100.0	87.6%
60 代	17	14.5	1	0.9	80	68.4	19	16.2	117	100.0	84.6%
70 代	7	7.9	2	2.2	57	64.0	23	25.8	89	100.0	89.9%
女性	16	10.9	9	6.1	103	70.1	19	12.9	147	100.0	83.0%
男性	45	12.7	23	6.5	222	62.9	63	17.8	353	100.0	80.7%
総計	61	12.2	32	6.4	325	65.0	82	16.4	500	100.0	81.4%

Q、あなたのご家族が「亡くなったあと散骨をして欲しい」と意思表示した場合、あなたは、ご家族の意思を尊重して散骨をしますか？

「一部を散骨する（残りはお墓へ納骨する）」という回答が一番多く 40.2%、続いて「すべて散骨する」が 30.8%。

亡くなったご家族の意思を尊重して散骨するか？（単位：%）

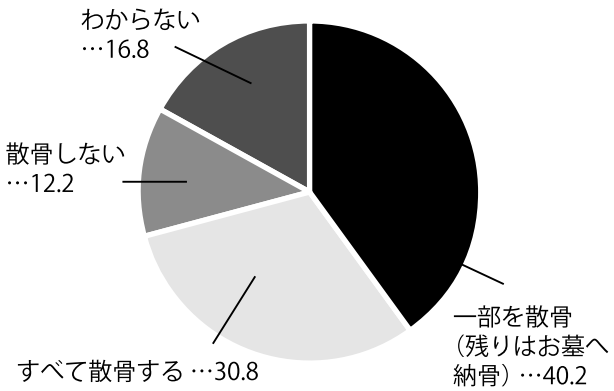

（単位：人、%）

	すべて散骨する		わからない		一部を散骨（残りはお墓へ納骨）		散骨しない		計	
20 代	9	42.9	4	19.0	6	28.6	2	9.5	21	100.0
30 代	13	24.5	12	22.6	21	39.6	7	13.2	53	100.0
40 代	27	32.5	14	16.9	34	41.0	8	9.6	83	100.0
50 代	45	32.8	26	19.0	46	33.6	20	14.6	137	100.0
60 代	33	28.2	15	12.8	54	46.2	15	12.8	117	100.0
70 代	27	30.3	13	14.6	40	44.9	9	10.1	89	100.0
女性	43	29.3	27	18.4	58	39.5	19	12.9	147	100.0
男性	111	31.4	57	16.1	143	40.5	42	11.9	353	100.0
総計	154	30.8	84	16.8	201	40.2	61	12.2	500	100.0

Q、Q あなた自身が亡くなったあと、散骨してほしいと思いますか？

一方、あなた自身が亡くなったあと、散骨してほしいと思いますか？という質問では、「散骨してほしくない」が一番多く 33.6%、続いて「わからない」29.4%、「すべて散骨して欲しい」27.8%という結果となった。

あなた自身が亡くなったあと、
散骨してほしいと思いますか？（単位：%）

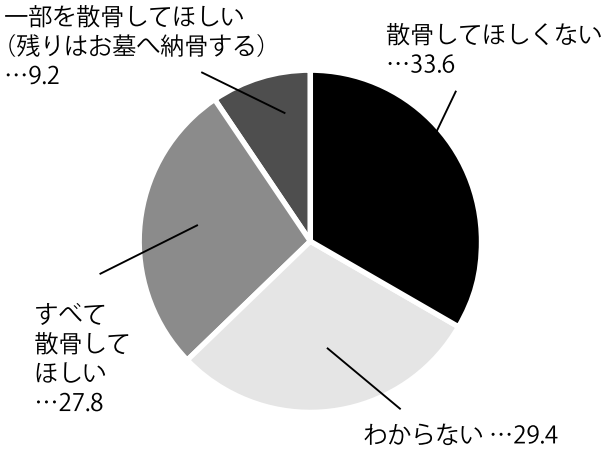

（単位：人、%）

	すべて散骨してほしい		わからない		一部を散骨してほしい（残りはお墓へ納骨）		散骨してほしくない		計	
20 代	5	23.8	9	42.9	1	4.8	6	28.6	21	100.0
30 代	13	24.5	21	39.6	4	7.5	15	28.3	53	100.0
40 代	27	32.5	19	22.9	10	12.0	27	32.5	83	100.0
50 代	41	29.9	49	35.8	13	9.5	34	24.8	137	100.0
60 代	33	28.2	27	23.1	10	8.5	47	40.2	117	100.0
70 代	20	22.5	22	24.7	8	9.0	39	43.8	89	100.0
女性	53	36.1	44	29.9	9	6.1	41	27.9	147	100.0
男性	86	24.4	103	29.2	37	10.5	127	36.0	353	100.0
総計	154	27.8	84	29.4	201	9.2	61	33.6	500	100.0

《まとめ》

今回のアンケートで全国の 8 割の方が“散骨”を認知していることがわかった。供養のあり方が多様化する昨今、故人のお骨の納め先が従来の一般墓から樹木葬、納骨堂、永代供養墓などとなり、今回のアンケート調査では、その選択肢の一つである“散骨”に焦点をあてたが、故人の遺志を反映して散骨を実施するにしても、現実的には残された遺族のために、一般墓で供養する余地を残し、お骨の一部のみを散骨することが最も多いことが浮き彫りとなった。

一方、自身の散骨については、「散骨してほしくない」が最も多く、高い年代ほどこの傾向が高いことが判った。逆に「わからない」という回答については若い年代ほどこの比率が高かった。このアンケートにより家族の“散骨”と、自身の“散骨”についての考え方の違いが浮き彫りとなった。

“散骨”の認知度は高いですが、大多数の人がその具体的なあり方や進め方などを理解していないようです。全石協は、消費者とその家族や親族が、お墓や散骨に求める供養のかたちを後悔することのないよう、お墓や散骨のお悩みごと全般を解決する「お墓の相談窓口（相談無料）」を開設しています。また今後も、お墓や散骨に関わる事業者が正しい知識や情報を消費者へ提供できるよう努めてまいります。

◎全石協ホームページで、過去の「全石協ニュース」をご覧いただけます

←事業内容をクリック

↑機関誌の発行をクリック

上記 QR コードからもご覧いただけます

経済産業省公認　20121004情第5号
全国石製品協同組合
お問い合わせ等は、☎ 03-5733-3776
〒 105-0012　東京都港区芝大門 2 丁目 9 番 14 号 5 F
FAX：03-5733-3778　　E-mai：info@zenseki.or.jp
https://zenseki.or.jp/